

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第5回）

議事概要

1 日時

平成22年5月21日(金) 10:00~12:00

2 場所

中央合同庁舎2号館11階第3特別会議室

3 出席者（50音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、青山 佳世、岡本 博、小沢 信義、菅家 一郎、
吉川 肇子、木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、人羅 格、
三浦 孝一

4 議事次第

（1）開 会

（2）議 事

① 関係団体ヒアリング（敬称略）

ア 全国町村会 神奈川県愛甲郡愛川町長	山田 登美夫
全国知事会 岡山県知事	石井 正弘
（財）日本消防協会 山形市消防団長	渡邊 茂治
イ 全国消防職員協議会 事務局長	門間 孝一
消防職員ネットワーク 会長	菅沼 宏之

5 議事の経過

- 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、新たに委員に就任した小沢信義
埼玉県入間郡毛呂山町長が紹介された。
- その後、ヒアリング対象団体を2グループに分け、それぞれの団体から
の意見表明及び質疑が行われた。

【全国町村会の意見表明】

- ・ 団結権の付与により、職員間の考え等の相違による不調和が生じたり、
上司と部下との対抗関係をもたらし、良好な服務規律を維持することが
困難になると予想され、不安な面も感じざるを得ない。
- ・ 緊密な連携を持って活動しなければならない消防団や地域の防災を担
う住民から、消防職員が権利を主張することについて、寛容な気持ち
を持って理解されるのは、難しいと感じる。
- ・ 団結権の問題は、最終的に消防の活動にプラスになるか、地域住民に

もプラスになるか等の視点から考えていくことが必要。

- ・ 現行の消防職員委員会制度の活用と効率的な運用を図り、改善すべき点は改善していくなど、より良い制度ができないか検討することで十分足りるものとする。

【全国知事会の意見表明】

- ・ 消防については、市町村消防が原則。消防職員の団結権のあり方に関して主要なヒアリング対象団体は、全国市長会、全国町村会、全国消防長会、日本消防協会であり、これらの現場の声を十分に聴取し、尊重されるようお願いする。
- ・ 広域的な消防体制の確保のためには、市町村消防が非常事態においても十分機能することが必要であり、こうした体制を確保する必要があると考える。
- ・ 各国の消防の権限や消防に対する住民の期待、歴史的背景等は異なるもの。ILOに指摘されているという状況は理解しつつも、本件は国内的な政策課題との認識の下での議論が必要ではないか。
- ・ 団結権の付与によりコストや一定のリスクが生じるということを十分住民に理解いただくことが大切であり、労使交渉の公開等その透明性を高めるといった課題にも対応していく必要があると考える。
- ・ 現在、国家公務員制度改革基本法に基づき検討されている自立的労使関係制度の議論とも関連してくる可能性もあるということも踏まえ検討すべきであり、広い視野に立ち慎重な検討をお願いしたい。

【(財)日本消防協会の意見表明】

- ・ 消防職員は厳しい職場とはいえ、国家公務員レベルになった給与が保障され、特に地方では、恵まれていない職場とは見られていない。他方、それぞれ本業を持ちながら、住民の生命財産を守るため、損得抜きで命がけの活動を行っている消防団員や地方の住民の感覚からすれば、今回の議論は、唐突な感じを受けるし、大きな違和感が出てくるものと思う。
- ・ 労働組合は、常識的に考えて、職員を使用者側と労働者側に分けるもの。我が国の組合活動の様子から考えると、頻繁に交渉が行われることとなると予想されるが、そのような事態により組織全体が一体となり迅速、的確に活動することに影響が出るのではないかと危惧を持たざるを得ない。
- ・ 消防団員と消防職員が連携し一体となった消防活動にいささかも支障をきたすことがあってはならず、我が国の消防の実態に即し十分慎重に検討すべきである。

【上記3団体に対する主な質疑】

- ・ 団結権が付与されると、統制のとれた部隊活動に支障が出ると懸念されているが、具体的にどのような支障が考えられるのか。
 - 消防職員の間では、家族的な信頼関係を築いており、これへの影響を懸念。また、地方では、消防団の活動に頼っているところもあり、そうした中で、消防職員に団結権が付与されると消防団との関係がぎくしゃくする可能性がある。
- ・ 今回の議論は国内的な政策問題であるとのことだが、その趣旨についてお教え願いたい。
 - 我が国の消防が社会で果たしている機能や一般非現業職員の交渉の実態等も勘案して、団結権を付与した場合の影響等について検討すべきであると考え。局面によって職員団体が強く主張することもあり、徹夜交渉の経験もあるので、こうしたことも踏まえて申し上げた。
- ・ ILOから勧告を受け続けている状況についてはどのように考えるか。
 - 国際社会の一員として、きちんと対応していくべきであるとの認識である。
- ・ やはり団結権が認められていないため、職員の処遇改善が図られなかったり、職員の安全を守れないといった事実があるのではないか。
 - 当町では、消防職員は、一般職員よりも4号俸高く処遇している。また消防庁舎を建て替えたときには、職員からの意見をほとんど取り入れるなど職員の働きやすい環境作りに努めているし、消防職員委員会制度も十分に活用している。
- ・ 団結権の付与により服務規律が乱れるというのは、そもそも職場のコミュニケーションが欠如しているからではないか。
 - 職員団体とは、コミュニケーションを取りながら関係を築いているが、消防職員が権利を主張することについて消防団や一般市民から理解を得ることは難しいのではないか。
- ・ 市民からどのように映るかという視点は非常に重要であると考えが、消防団員からみて、今回の議論はどのように感じるか。
 - 消防団員は、損得抜きで命がけで活動しており、今回の議論は、唐突な感じを受けるし、また大きな違和感を感じる。

【全国消防職員協議会の意見表明】

- ・ 消防職場は、休みの取り方や手当等で毎日勤務と隔日勤務で不公平感が生まれやすく、防火衣は個人貸与でない場合もあり、また、業務によるストレスからメンタルヘルス上の問題が起きたりするなど勤務環境や安全衛生上、課題を抱えている。

- ・ 消防職員委員会制度については、自由闊達な議論ができる場ではなく、審議対象外となった理由が示されないなど問題点もあり、職場の問題解決の場として不十分であると考えている。
- ・ 団結権が付与されることで常に職場の労使で問題を共有し、対等な関係で話し合う場が設定されることとなり、民主的な職場作りや消防サービスの向上に資すると考える。これにより災害時においても一致団結して活動にあたることができると考えている。

【消防職員ネットワークの意見表明】

- ・ 消防職員委員会について、労使対等の場ではないため、管理職でない一般職員の意見が反映されづらいのではないかと考える。
- ・ 消防職員には団結権が保障されていないが、当局と話し合いが行われ、労使間のコミュニケーションが図られていれば、現在のように裁判にまで発展することはなかったと考える。
- ・ これまで検討会で、団結権の付与により指揮命令系統の乱れが生じるといった懸念が表明されているが、そのようなことはないと考えているし、労使の意思疎通が可能となり、現場のチームワークがより一層強固になると考えている。

【上記2団体に対する主な質疑】

- ・ 団結権が保障されていないため裁判になった例があるとのことだが、労使の信頼関係があれば既存の枠組みで解決できるのではないか。また、消防職員に団結権が付与された場合、労使の交渉によってもその要望が通らなかったときにはどのように行動するのか。さらに、警察と消防のバランスの中で、給与については警察との均衡を図る配慮をされてきた面があるが、警察とは異なるから団結権の付与を、ということであれば、給与面についても一般非現業職員と同じ扱いということによいか。
 - 裁判に訴えるのは、最終手段であるし、ストライキを起こすということは絶対ない。労使対等でしっかり意見を言える場があれば納得のいく解決策を探ることができるのではないか。給与については、若年層では、一般職よりも優遇されている面があるが、逆転現象がある場合もある。
 - 団結権が付与されれば、消防団員や住民からの信頼が薄れるという議論は、消防職員が信用されていないようで、遺憾である。給料についても同等か少し優遇されている程度である。

○ 次に三浦委員から、首長部局と消防局との人事交流について、京都市では、現在、首長部局から消防局へ約10名程度職員を派遣しており、首長部

局から消防局へ職員団体に所属している職員を派遣する場合には、消防職員として消防長が任命し、職員団体から除籍している旨の報告があった。

- 第6回検討会の日程については、6月17日（金）午前を仮置きとし、なるべく多くの委員が参加できるよう再度調整することとされた。

※会議後、再度調整の結果、第6回検討会は6月22日（火）15時から開催することとされた。

（以 上）

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

（総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課）